

令和6年3月21日

都内介護付有料老人ホーム設置者 各位

東京都福祉局高齢者施策推進部施設調整担当課長

令和6年4月以降のサービス提供体制強化加算の届出について

日頃は、東京都における高齢者福祉施策に御協力いただき有難うございます。

さて、標記加算については、平成27年度報酬改定により新設されましたが、基本的に前年度の実績により算定の可否が決まることから、年度末までに実績を確認しておく必要があります。

つきましては、算定要件又は届出における留意事項は下記のとおりですので、適切にご対応ください。

1 継続事業者（※1）

令和6年度も引き続き標記加算を算定する事業者は、別紙「参考計算書」（※2）により令和5年度4月から2月までの実績の確認を行ってください。その結果、次の2点のいずれかに該当する場合は、令和6年4月15日（月曜日）までに加算の取下げ又は算定区分の変更に係る都への届出（※3）が必要です。

（1）当該加算が算定できないことが判明した場合

（2）異なる区分の算定を行う場合

なお、別紙により令和5年度の実績の確認を行った結果、令和5年度中に届出を行った標記加算の区分と同一の区分で、令和6年4月以降も引き続き算定する場合、届出は不要です。

※1：令和5年度中に既に標記加算の届出を行い、令和6年度も標記加算の算定を継続する予定の事業者

※2：当該様式は、東京都福祉局ホームページの下記リンクに3月下旬に掲載予定です。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/youryou/youshiki.html#cms19F46>

（東京都福祉局 ⇒ 高齢者 ⇒ 高齢者施設 ⇒ 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護） ⇒ 様式等 ⇒ 7加算届）

※3：届出様式は、上記リンクにあわせて掲載していますので、ご参照ください。

2 新規・再開事業者（前年度実績が6か月未満）

新たに事業を開始又は再開した事業者で前年度の実績が6か月に満たない事業者は、届出日の属する月の前3か月分を常勤換算方法により算出した平均を職員の割合とします。

したがって、新たに事業を開始又は再開した事業者は、4か月目以降に標記加算の届出が可能になります。

【お問合せ先・届出提出先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 26階中央

東京都福祉局 高齢者施策推進部 施設支援課 有料老人ホーム担当

TEL: 03 - 5320 - 4537